

議会運営委員会資料

(令和6年6月19日)

請願6年議会第16号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

議会資料2

文 書 表

議 会 資 料

請願（新規）・議会運営委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－16 (R6.6.11)	議 会	議員の発言の議事録からの削除について	

▶請願事項

令和5年12月8日に開催された議会運営委員会において、市谷知子議員の同年9月定例会の一般質問での発言について、「不適切」と判断したとして、議長の職権に基づき、「会議録について該当部分を傍線で表記し、調製する」として、配布用会議録から発言を削除することが決定された。

これにより、一般市民は、議事録で一般質問における発言の一部を知り得ない状況になった。併せて、市民一般に公開される録画放送の動画も「不適切」とされた部分が切り取られ、閲覧不可能な状態になった。

この行為は、地方自治法及び鳥取県議会会議規則に反し、違法かつ不当なものである。

そこで、本件会議録からの削除について、これを撤回し、配布用会議録や録画放送の動画を原状に復することを求める。

▶請願理由

1 前提となる事実

市谷議員は、令和5年10月2日、同年9月定例会の一般質問において、「島根原子力発電所への対応について（指定答弁者：知事）」など、数項目の質問を行い、島根原発1号機廃止措置計画、島根原発2号機再稼働問題について、執行部にただした。

発言に際して、議会における発言については、鳥取県議会会議規則第45条及び第46条に、発言は議長の許可を得て行うべきことや、原則として発言通告によって行い、質問及び質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない旨が定められていることから、市谷議員はこれに従い、事前通告を行って質問に臨んだ。

しかし、市谷議員の一般質問での発言について、同年12月8日、議長において「不適切」と判断され、議長は、市谷議員の発言及びそれが記録された動画の一部を配布用会議録や公開動画から削除した。

2 問題とされた発言

そもそも市谷議員の発言は次のようなものであった。

「この廃炉計画について、常任委員会が意見をまとめるのだとか、そういうことを言われるのですけれども、これまでそういうことをしてきてないのですよ、してきていないのです。安全協定上の事前の報告の返事、さっき、議会が議会と言われるのですけれども、これまで必ず知事が議会に対して全員協議会を求めてきて全協が開催されてきたのです。なぜ今回、開催されないのですか。住民や議会、自分と違う考えから、知事は逃げようとしているのではないですか。

先日、地域県土警察常任委員会が中電を招致し、聞き取りしました。委員外の議員は出席義務はありませんから、出席議員は21人で、全議

員の6割、さっき議論があったと言われましたけれども、委員外の議員の私は、質問だけで、意見は止められて、議論などできていませんよ。議員みんなの意見が出ていない、これで返事をするのですか。知事は議会への約束違反ですよ。議会の声を聞いて返事をするのだと。議会に対するこういう対応というのは、県民への裏切りだと思います。全協の開催を求めること。」

3 発言の背景

そもそもこの発言は、これまで島根原発に関して「中国電力との安全協定」に基づく廃炉計画の変更等の重要な決定に際しては、県が中国電力にそれに同意するか否かの返事をする前に、知事が議会に求めて全員協議会が開かれていたにもかかわらず、今回に関しては開かれておらず、常任委員会での議論になり、かつ、中国電力が概要を説明した常任委員会は、委員外議員の出席が認められたものの、およそ議員全体の3分の2の議員しか出席していないことから、このたび全員協議会を開く要請をしなかった理由を知事にただし、加えて、仮に全員協議会ではなく地域県土警察常任委員会での議論となれば、市谷議員は正式な委員ではないので、表決権のある委員としての発言が制約され「議会の全員の意見を集約して中国電力に伝える」というかねてからの約束、前提が崩れる旨を指摘したかったものと思われる。

議員には、議会における発言自由の原則がある。もちろん、誹謗中傷等を行ってはならないのは当然であるが、議会における自由闊達な議論があってこそ、議会での議論が成熟し、県政の発展に資するものである。

4 発言取消し及び議事録削除行為の問題

上述の次第であって、議長に問題とされ、削除された発言に関しては、全く問題がないものであり、何ら取り消される理由はない。実際、議会運営委員会における第二会派である会派民主の尾崎議員の発言でも、「ただ、私が最初見ました時に、すごく違和感があったわけではないというのが正直なところ」、また、「最大限議員の発言の権利というのは大事にしたいなっていうところが個人的な意見」という意見もあり、他の議員からも「問題があるとは思えない」旨、発言があった。また、議員の発言を会議録から削除することに関しては、法律論的に重大な論点を含むので、以下論ずる。

5 議員の発言を削除する場合の法的手続き

そもそも議会における発言を取り消すには、発言者自身の発意による自発的方法（鳥取県議会会議規則第54条）と、議長の職権により取消しを命じる方法（地方自治法第129条）とがある。

議員の発意による取消し又は訂正については、発言者が議会に申し出て、議会の許可を得て、自分の発言の全部又は一部を取り消したり、また、議長の許可を得て訂正したりすることができることを定めている。本人が、その意に反する発言を放置するのは良くないからである。

＜鳥取県議会会議規則第54条＞

（発言の取消又は訂正）

第54条 発言した議員は、その会期中に限り議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

なお、他の議員から「発言取消しの動議」が提出され、その動議が可決されても、議長は、これに拘束されるものではなく（昭和27年10月8日行政実例）、議会として取消しを要求することを決めたに過ぎないものとされている。「地方議会議員ハンドブック」を読んでも、「発言した議員は、会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消すことができます。」、「発言の取消や訂正は、発言した議員が議長に申し出るのが原則」と書かれている。

それは、基本的に発言というのは言論の自由がきちんと保障されるべきだからである。だからこそ、発言の取消しについても、自主性を尊重して、勝手にできないことになっているのである。

一方、議員の発言の中に、他人の私生活にわたるような発言、あるいは議会を侮辱するような発言など、不穏当、不適當と認められる発言があった場合、議長は、発言者に発言の取消しを命ずることができる」とされている。

＜地方自治法第 129 条第 1 項＞

第 129 条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

この議長の発言取消命令は、地方自治法第 129 条の規定による議長の秩序保持権によって行われるものであって、あくまで、議場内における規定である。地方自治法の逐条解説にも、「本条は、その日その日の会議の円滑な進行を図るために設けられた規定であるから、発言禁止をしても議場外への退去の命令にしても、その日の会議を終わるまでであって、翌日以降にわたることを得ない」とある。

また、この命令だけで発言取消しの効果が発生することにはならないとされている。「地方議会議員ハンドブック」にも、「ただし、発言の取消命令は、議長自らが当該議員の発言を取り消すものではありません。あくまで、発言した議員に対し、発言の取消を命じるだけです。」「他の議員が発言の取消や訂正を求めても、これによって当該議員の発言が取り消されたり訂正されたりすることにはなりません。」とある。議長が取消命令をするには、まず、議員の自主性を尊重して「取り消してはいかがですか」と促し、なお、この勧告に従わない場合に、取消しを命ずる扱いが適當であるとされている。

6 本件事件に係る違法な「発言取消命令」

一方で、これは重要であるが、令和 5 年 10 月 2 日の会議中そのものにおいては、議長の職務を代行した野坂道明副議長から、このような発言の取消命令は行われなかった。後日になり、発言を削除する旨、議会事務局を通じ、一方的に通告されたものであった。そして、市谷議員は、発言には問題がないと考えており、この発言の取消しには応じていない。

そもそも、議事録削除の前提となる議場における削除命令が行われていないのである。

上記の次第であって、地方自治法第 129 条における議長による発言の取消命令は、「議会の会議中」、「地方自治法や鳥取県議会会議規則に違反し」、「議場の秩序を乱す議員があるとき」議場において、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる旨、そして、本人がその命令に従わないときは、「その日の会議が終わるまで」発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる旨を定めたものであって、本人の発言を強制的になかったことにできるものではない。

発言の取消命令は、10 月 2 日の会議が終わったのちに行われたものであり、地方自治法第 129 条に反する違法なものである。かつ、議員の発言を受けて、議場がざわめいており、これを「議場の秩序を乱した」と認定しようという向きもあるようだが、むしろ秩序を乱していたのは、そのような、挙手して議長の許可を得ていない不規則発言、ヤジを飛ばした側であって、そのようなものを注意すべきであって、議長（当時は副議長が職務を遂行）の議事進行には重大な瑕疵がある。

このたび、議長は鳥取県議会会議規則第 108 条を根拠に、議長が取消しを命じた発言を配布用会議録に掲載しないこととした。

＜鳥取県議会会議規則第 108 条＞

（会議録の配布等）

第 108 条 会議録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、議員及び関係者に配布し、又は提供する。

2 前項の規定により配布し、又は提供する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第 54 条の規定により取り消した発言は掲載し、又は記録しない。

しかし、上述のように、そもそも削除された発言は問題ないものだったうえ、削除の前提となる発言の禁止行為そのものが、地方自治法第129条に反する違法なものであった。発言が配布用会議録に掲載されなければ、実際に議場にいなかった一般市民からすれば、「何が発言されたのか」知る機会・知る権利を奪われることになる。

ついては、「請願事項」のとおり、本件会議録からの削除について、これを撤回し、配布用会議録や録画放送の動画を原状に復することを求めるため、本件請願に及ぶものである。

▶提出者

倉吉市 個人

鳥取市 個人

鳥取市 個人

▶紹介議員

市谷 知子

現 状 と 県 の 取 組 状 況 （ 経 緯 等 ）

参考資料

議会事務局

【現状、県の取組状況（経緯等）】

1 経 緯

- ①令和5年9月定例会（10月2日）で市谷議員が一般質問・質疑を行った。
- ②当該発言中、議場がざわつく状況があった。
- ③知事は、当該発言に対する答弁で「言語道断です。訂正していただきたいと思います。」と発言内容を否定した。
- ④野坂副議長は、翌日の本会議において、「昨日の一般質問並びに議案に対する質疑における市谷議員の発言中、不適切と思われる発言がありました。ついては、後刻、記録を精査の上、必要があれば適切な措置を取ることといたします。」と発言し、地方自治法第129条第1項に基づく措置の留保を行った。
- ⑤議長は後日、記録を精査したところ、該当部分について、会議規則第93条（議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない）に違反する不適切な発言と判断した。
- ⑥議長は、職権を発動するにあたり、慎重を期すため、措置の適否を同年12月8日の議会運営委員会に諮ったところ、全会一致で、議長の判断が了承された。
- ⑦配布用会議録及びインターネットに公開している動画の該当部分を削除した。

2 根拠規定

（1）地方自治法

第129条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

（2）鳥取県議会会議規則

（秩序及び品位の尊重）

第93条 議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。

（会議録の配布等）

第108条 会議録は、印刷して、議員（配布を希望しない者を除く。）及び関係者に配布する。

2 前項の規定により配布する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第54条の規定により取り消した発言は掲載しない。